

第 1 部 重要事項説明書

1 目的

介護保険制度を利用されるお客様の相談に応じ、ご希望に合わせた指定居宅サービス等の組み合わせを考える「居宅(介護予防)サービス計画」の作成などを行い、さまざまな障がいを抱えながらも在宅で生き生きと暮らし、家族の方も安心して過ごせるように支援することを目的としています。

2 事業所の概要

事業者概要	事業者名称	株式会社 タナテックス
	代表者氏名	代表取締役 棚田 雅也
	所在地	〒455-0857 愛知県名古屋市港区秋葉二丁目115番地
	電話番号	052-355-9990
	FAX番号	052-355-9997
	法人設立	2001年5月7日
事業所概要	事業所名	ホワイトケアスマイル居宅介護支援事業所
	事業所番号	2371103108
	管理者	桑原 圭
	所在地	〒455-0857 愛知県名古屋市港区秋葉二丁目115番地
	電話番号	052-888-8885
	FAX番号	052-888-9888
開設年月日		令和7年8月1日
通常の事業の実施地域		名古屋市全域

3 事業所の職員体制

職員体制	職種	職務の内容	人数
	管理者 (介護支援専門員と兼務)	事業の実施状況の把握及び職員の管理等	1名
	介護支援専門員	居宅(介護予防)サービス計画の作成及び管理並びに要介護認定調査等の居宅介護(介護予防)支援の提供等	常勤 3名以上

4 担当者

- (1) 厚生労働省で定められた試験に合格し、研修を修了した介護支援専門員が、お客様のご相談に応じます。
- (2) サービス提供の都合上、担当介護支援専門員は指名できませんので、ご了承ください。
- (3) 担当介護支援専門員の交替を希望される場合は、交替を希望される理由を明らかにして、当事業所までご連絡ください。
- (4) サービス提供が長期にわたる場合など、当事業所の都合により、介護支援専門員を交替させていただくことがあります。
- (5) 医療機関に入院された際は、担当の介護支援専門員氏名、事業所名及び連絡先を医療機関にお伝えください。

5 営業日及び時間

- (1) 月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで営業しています。ただし、土日、国民の祝日及び夏季休暇（8/12～8/15）、年末年始（12月29日～1月4日）は、お休みとさせていただきます。

6 サービス内容

- (1) お客様が「要介護・要支援認定」を受けるための申請のお手伝いをします。
- (2) 常に公正・中立の立場を保ち、またお客様の心身の状況、生活環境、ご家族を含めたご希望を伺ったうえで居宅（介護予防）サービス計画を作成します。
- (3) この居宅（介護予防）サービス計画によるサービスが、適正に実施されるようにサービス事業者等の調整などを行います。なお、サービス事業者については、複数の事業者の紹介を求めることが可能です。また、ご要望に応じて当該事業者を居宅（介護予防）サービス計画に位置付けた理由を説明いたします。
- (4) 居宅（介護予防）サービス計画の作成後においても、お客様やサービス事業者などとの連絡を継続的に行うとともに、必要に応じ実施状況の把握や居宅（介護予防）サービス計画の変更を行います。
- (5) その他、介護保険に関する相談などに応じます。

7 利用料及びその他の費用

利用料は、原則として無料です。（保険料の滞納などの理由により、償還払いや一部負担の適用のある方は、一定額の負担が生じます）

詳しくは、別紙「利用料金について」のとおりです。

・ その他の費用

交通費	特になし
-----	------

8 虐待防止について

事業所は、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

9 業務継続計画について

感染症や非常災害発生時等にお客様に対する居宅介護（介護予防）支援の提供が継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画（BCP））を策定し必要な措置を講じます。

10 感染症予防やまん延防止について

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

11 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) お客様及びそのご家族等が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。

暴行	殴る、蹴る、つねる など
暴言	「死ぬ」「役立たず」など、職員の尊厳を傷つけるような言葉をいう など
威嚇	近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物をして職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れない など
セクハラ	必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画・音声を流す など
過度な要求	職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求 など
プライバシー侵害	職員の許可なくその撮影をしてSNS上に投稿する、執拗に個人情報を探るなど

そのほか、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為。

12 秘密の保持

サービスを提供する中で、お客様からお聞きする個人情報はお客様等の了解（同意）なしに他へ漏らすことはありませんのでご安心ください。このことは、職員が退職後も在職中知り得た個人の情報を漏らすことがないよう措置を講じます。

ただし、個人情報使用同意書をもって、サービス提供事業者や主治医等に対して、居宅（介護予防）サービス計画の作成やサービス提供を行うために、皆様からお聞きした身体状況などの必要な情報や要介護認定等に伴う個人の情報を提供させていただくことをご了承ください。

1 3 事故発生時の対応

- (1) 居宅介護（介護予防）支援サービスの実施にあたって皆様の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償しますので、事故が発生した場合は事業所までご連絡ください。ただし、事業所又はその職員の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- (2) 事業所は、事故が発生した場合速やかにご家族に報告するとともに、必要に応じて名古屋市にも報告させていただきます。

1 4 相談窓口・苦情対応

サービスについて、ご不満がある場合や事故が発生した場合には、次のお客様相談窓口へご連絡ください。迅速に対応いたします。

【事業所の窓口】 ホワイトケアスマイル 居宅介護支援事業所	所在地	愛知県名古屋市港区秋葉二丁目115番地
	電話番号	052-888-8885
	FAX番号	052-888-9888
	受付時間	9:00～18:00（土日祝は休み）

また、次の公的機関においても苦情申出等ができます。

【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市健康福祉局福祉部 介護保険課 指導担当	電話番号	052-959-3087
	FAX番号	052-959-4155
	受付時間	8:45～17:15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体 連合会介護保険室	所在地	名古屋市東区泉一丁6番5号
	電話番号	052-971-4165
	FAX番号	052-962-8870
	受付時間	9:00～17:00（土日祝は休み）

1 5 サービスの利用割合

お客様及びそのご家族様等のご要望に応じて、当事業所の居宅（介護予防）サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況をお示しすることが可能です。

1 6 その他

お客様の身体的な状態が変わり、再び「要介護・要支援認定」が必要となった場合は、変更手続きなどのお手伝いをします。

（別 紙）利用料金について

要介護（要支援）認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

* 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の全額（1か月あたり）を頂き「サービス提供書」を発行します。後日、市町村の窓口に出す事で全額払い戻しを受けられます。

と算定し、その算定額を11.05円(地域単価)で乗算し、単位数を乗算して算定額を算出する。算定額は、単位数×11.05円(地域単価)です。

① 基本料金（厚生労働省の定めによる）

	要介護1, 2	要介護3, 4, 5
1か月あたりの単位数	1, 086単位	1, 411単位
1か月あたりの利用料金	12, 000円	15, 592円

（要支援）

1か月あたりの単位数	（要支援1, 2）472単位
1か月あたりの利用料金	5, 216円
初回加算	（要支援）300単位（3, 315円）

② 加算料金等

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	自己負担	算定回数等
初回加算	300	0円	1月につき
特定事業所加算（Ⅰ）	519	0円	1月につき
特定事業所加算（Ⅱ）	421	0円	1月につき
特定事業所加算（Ⅲ）	323	0円	1月につき
特定事業所加算（A）	114	0円	1月につき
特定事業所医療介護連携加算	125	0円	1月につき
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	0円	利用者が病院又は診療所に入院日に、必要な情報提供を行った場合（1月につき）※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	0円	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、必要な情報提供を行った場合（1月につき）※運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	0円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	0円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	0円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	0円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	900	0円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた（内1回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中1回を限度）
通院時情報連携加算	50	0円	利用者1人につき1月に1回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	0円	1月につき（2回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	400	0円	1月につき
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.1%	0円	1月につき

（第1部以上）